

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受理番号	3721	受理年月日	令和4年10月28日
件名	民間保育園等職員の給与等運用事業補助金制度の影響緩和措置の早期実施		
要旨	<p>令和4年4月から新たな民間保育園等職員の給与等運用事業補助金制度が導入され7か月が経過し、その影響の深刻さに驚きを禁じ得ない。</p> <p>に参加する保育園の中には、人件費積立金、施設整備積立金ほか、各種積立金を取り崩して対応せざるを得ない園が少なからず存在する。さらに、積立金を取り崩しても現行の職員給与を確保できない園においては、昇給延伸、賞与を減らす、諸手当の廃止を含む処遇改訂の検討が行われている。あわせて、必要な正規職員の採用を取りやめる事態も生じている。こうした状況は、職員の働く意欲を低下させ、退職を希望する職員が増加してきており、今日まで培ってきた質の高い保育の維持が困難な事態となりつつある。</p> <p>今般施行された民間保育園等職員の給与等運用事業補助金制度の基本的な問題点は、算定職員数×人件費単価で算出される補助対象上限額が導入された点にある。新たな制度においては実人件費と補助対象額の少ない方の額と人件費相当給付費の差額が補助されることとなった。従来から市民の保育要求や市行政からの要請・指導を受け、障害児保育や食育などに積極的に取り組み、そのために必要とされる人員態勢を組み、また経験の豊富な職員を配置してきた保育園は少なくない。</p> <p>その努力の結果として、保育士の実配置数は算定職員数を上回り、平均経験年数は15年以上となっているという認識が共有されている。これらの園では実際に支出される人件費額は、前述の計算で算出される補助対象上限額を上回るが、補助金額は減額となる。多様な保育要求に応え、また社会的な要請にも対応してきた保育園が大きな困難を迎える事態は、個々の保育園の経営問題を越えて、子育て環境の向上を優先施策とする京都市として極めて好ましくないものであると考える。</p> <p>については、本年3月25日付けの令和4年度予算成立時の付帯決議にある、「民間保育園等職員の給与等運用事業補助金については、実施後に十分な検証を行い、状況によっては影響の緩和等必要な措置を講じ、子育て環境の更なる向上に資する取組にも配慮すること。」の趣旨に基づき、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害児保育に係る職員は、一律非常勤単価で算定する現算定方法を見直し、常勤職員配置基準に届いた場合は常勤として算定すること。 2 調理師等職員の補助対象額について、3人以上の場合は1人を非常勤とする現算定方法を見直し、常勤職員配置に適合する場合は常勤として算定すること。 3 補助対象額の算出に係る人件費単価について、経験年数に基づく加算率が11年以上で頭打ちとなる現算出方法を見直し、11年以上に対しても適切な加算基準を設け昇給が可能となる補助制度とすること。 		
陳情者			
回付委員会	教育福祉委員会		